

公益財団法人東京都中小企業振興公社ネットクラブ会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が運営するネットクラブ会員サービス（以下「会員サービス」という。）に関し、公社による会員サービスの内容、第3条に規定する会員（以下「会員」という。）が会員サービスを利用する条件及び公社が会員情報を利用する際の条件を定めるものです。

第2章 公社が提供する会員サービスの内容

(会員サービスの内容)

第2条 会員サービスは次の各号を内容とします。

- (1) メールマガジンの配信
- (2) 情報誌等の発行及び送付

(会員)

第3条 会員とは、公社に対して会員サービスへの入会を申し込み、公社がこれを承認した者をいいます。

(会員区分)

第4条 会員区分は次の各号に掲げるものとします。

- (1) メルマガ（個人）区分

個人を対象とした区分で、公社が配信するメールマガジンを受信することができます。

- (2) 企業区分

企業を対象とした区分で、公社が配信するメールマガジンの受信及び公社が発行する情報誌の送付を受けることができます。

(会費)

第5条 会費は無料とします。

(公社からの通知)

第6条 公社は、会員サービスのオンライン上の表示その他公社が適当と判断する方法により、会員に対し必要な事項を通知します。

- 2 前項の通知は、公社が当該通知の内容を会員サービスのオンライン上に表示した時点から効力を生じるものとします。
- 3 第1項の通知は、前項により効力を生じた時点からこの会員規約の一部を構成するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

(会員サービスの内容等の変更)

第7条 公社は、会員に事前に通知することなく、会員サービスの内容又は名称を変更することがで

きるものとしします。

2 前項の変更によって会員が何らかの損害を被ったとしても、公社はその責任を一切負いません。

(会員サービス提供の停止・中止又は廃止)

第8条 公社は、オンライン上に事前通知した上で(緊急を要する場合は、会員に事前に通知することなく)会員サービスのすべて、及び一部の提供を停止・中止又は廃止することができるものとしします。

2 前項の場合において、会員サービスの停止・中止又は廃止の事前通知は、オンライン上で表示された時点で全会員に到達したものとみなします。

3 第1項の停止・中止又は廃止によって会員が何らかの損害を被ったとしても、公社はその責任を一切負いません。

第3章 会員サービスを利用する条件

(本規約の遵守)

第9条 会員は、本規約に定める事項を遵守する義務があり、入会を申し込んだ時点で、本会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

2 公社は、会員が前項の遵守義務に反する場合、当該会員に対し、取消し等の措置を取ることができます。

(入会)

第10条 メルマガ(個人)区分で入会しようとする者は、メールアドレスの入力により申込みを行い、承認された場合に入会することができます。

2 企業区分で入会しようとする者は、メールアドレスに加え、企業名、所在地等の企業情報を入力して申込みを行い、承認された場合に入会することができます。

(会員情報の変更)

第11条 メルマガ(個人)区分の会員のメールアドレスに変更がある場合は、速やかに変更後のメールアドレスで新規に申込みをし、併せて変更前のメールアドレスで退会の申込みをするものとしします。

2 企業区分の会員の企業情報に変更がある場合は、速やかに変更の申込みをし、公社側で必要な手続きを経た後に変更を承認します。

(退会)

第12条 会員が退会する場合は、公社が指定する方法で申し出るものとしします。

2 公社は、次のいずれかに該当する場合、前項の申出があったものとして取り扱うことができるものとしします。

(1) 会員が死亡した場合

(2) 会員を破産者とする破産申立、会員の倒産又は廃業、民事再生法に基づく申立等がなされた場合

(3) 会員の吸収合併又は組織変更等による法人としての同一性の喪失、営業の全部譲渡があった場合

(入会の不承認及び取消し)

第13条 公社は、入会の申込みをした者(以下「入会申込者」という。)又は会員が次のいずれかに該

当する場合、その者の入会を承認しないこと、又は取消しを行うことができます。

- (1) 入会申込者又は会員が実在しない場合
- (2) 他者になりすましての入会申込み、又は他者になりすまして会員サービスを利用した場合
- (3) 申込み情報について、虚偽、誹謗、中傷、公序良俗に反する内容その他不適切な記載がある場合
- (4) 会員サービスの濫用又は悪用があった場合
- (5) 会員サービス運營業務に対する妨害行為又はそれらの恐れがある場合
- (6) 犯罪に結びつく又は結びつく恐れのある行為がある場合
- (7) 各種法令に違反又は違反する恐れのある行為がある場合
- (8) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）である場合
- (9) 過去にこの会員規約の違反等で取り消し処分を受けたことがある場合
- (10) 反社会的団体等に関与している場合
- (11) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる場合
- (12) 電子メール、電話、郵送等による連絡を取ることができない場合
- (13) 公社の業務の遂行上又は技術上支障がある場合、又は支障が生じるおそれがある場合
- (14) 本会員規約に違反した場合
- (15) その他、公社が不適切と判断する行為等が認められた場合

第 4 章 会員情報の利用に関する条件

（申込者情報の取扱い）

第 14 条 公社は、申込者情報を次の目的の遂行に必要な範囲において取り扱うものとします。

- (1) 本サービスに関する通知
- (2) 本事業の運営管理・分析
- (3) 公社が行う各種事業の案内やアンケート調査依頼等

2 公社は、原則として申込者情報の第三者への提供は行いませんが、以下の場合には申込者情報を電子データ、プリントアウトした用紙により行政機関へ提供することがあります。

- (1) 当公社からの行政機関への事業報告を行う場合
- (2) 行政機関から各種事業案内やアンケート調査依頼等のため会員情報の提供依頼があった場合

3 個人情報については、公社が定める「個人情報保護指針」に基づき、収集、管理及び利用を行います。また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

第 5 章 その他

（本規約の変更）

第 15 条 公社は会員の下承を得ることなくこの規約を随時変更することができ、会員はこれを了承するものとします。

2 前項の変更は、公社が当該変更の内容を会員サービスのオンライン上に表示した時点から効力を生じるものとします。

(自己責任の原則)

第 16 条 公社は、会員の利用により発生した会員のすべての損害（国内外問わず）に関しいかなる責任も負わないものとし、会員は自己の責任と費用を持って処理解決するものとします。

2 会員は、会員サービスの利用、又は会員規約上の義務の不履行により公社又は他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 17 条 会員と公社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を会員と公社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 18 条 この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

(その他)

第 19 条 この会員規約に定めのない事項は公社が別途定めることができることとします。

(付則)

この会員規約は、令和 8 年 2 月 13 日から施行します。